

令和 5 年 6 月 22 日現在

機関番号：32604

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02455

研究課題名（和文）子どもの権利の視点に立つNPOの支援構造と倫理的基盤形成のメカニズムに関する研究

研究課題名（英文）A study of the structure of support provided by NPOs from the perspective of children's rights, and the mechanism of formation of the ethical foundation for that support

研究代表者

加藤 悦雄 (Kato, Etsuo)

大妻女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：60299823

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、子ども支援に人権の視点を組み込むために、子どもの権利に基づくNPOの支援構造と、人権に基づく支援を実質化させる倫理形成のメカニズムを明らかにすることである。

研究の成果として、子どもの権利に基づくNPOには、タテの構造として子どもの権利に関する法による支配と、ヨコの構造として子ども等のリアルな状況を捉えるフィードバック機制が認められた。上記の構造を通してはたらく倫理形成のメカニズムとして、支援者がリアルな他者と出会い、他者の痛みに感応し、それらの経験をふり返ること。そして、尊厳をもつ他者と共に生きるために、子どもの権利の視点を主体的に選び取る手続きを必要とする。

研究成果の学術的意義や社会的意義

児童福祉領域では90年代以降、子どもの権利条約の存在を意識しつつも、実際には福祉ニード論を背景として、多様な子育て支援サービスの整備が推進された。しかし、子どもをめぐる課題の深刻化に歯止めはかからず、2022年6月に条約の一般原則を反映させたこども基本法成立に至る。

どうすれば子どもの権利に基づく支援を実質化できるのか。現場に対して子どもの権利に関する法令に従った行動を求めるだけでは不十分である。本研究の意義は、子どもの権利に基づく支援を可能にする、組織体制に求められる構造と、組織内ではたらく力学的メカニズムを明らかにした点である。今後、支援者研修や子どもの権利学習への応用を目指す。

研究成果の概要（英文）： The purpose of this study was to help incorporate human rights perspectives in support for children by elucidating the structure of support provided by NPOs that are grounded in children's rights, and the mechanism of formation of the ethical foundation for realizing human rights-based support.

1) In terms of vertical structure, support provided by NPOs founded on children's rights is governed by children's rights laws, while the horizontal structure involves a system of feedback for understanding the real-world situation of children. 2) The mechanism of ethics formation that operates via the aforementioned structure involves a process whereby support providers interact with other people in real-world settings and sense their pain, and then reflect upon those experiences. In addition, it is necessary for support providers to undergo a process of proactively selecting their children's rights perspectives so that they can coexist with others in a manner respectful of their dignity.

研究分野：社会福祉学

キーワード：子どもの権利 子どもNPO フィードバック機制 反省的判断力 倫理形成 子どもの最善の利益

1. 研究開始当初の背景

(1) ニーズ論的アプローチから子どもの権利(人権)論的アプローチへ

日本は1994年に子どもの権利条約を批准し、日本の上位法に位置づけた。これを契機に、日本における子ども支援は、実質的に子どもの権利を基盤とした展開が求められるようになった。すなわち、条約の一般原則を踏まえ、すべての子どもに対していかなる差別もなく、子どもの意見を聴くなどその最善の利益を考慮しつつ、子どもの生活と発達を保障することである。

しかし、90年代以降の日本の子ども政策や支援は福祉ニード論、すなわち、政策や支援の担い手が主体となって、必要と判断した多様な子育て支援サービスを整備し、それらを利用させることで課題解決を目指すという手法が用いられてきた。ところが(2)で述べるように、子どもを取り巻く課題の改善には至っていない。

2016年には「児童福祉法」が改正され、1947年の法制定以来はじめて、その理念に子どもの権利の視点が規定された。2022年には「こども基本法」が成立し、第3条基本理念に、憲法における個人の尊重および条約の一般原則の考えが明記された。このように法的根拠という観点からも、子ども支援の方法をニーズ論的アプローチから、子どもの権利(人権)論的アプローチに転換することが求められる。

(2) 深刻化する子どもを取り巻く課題に向き合う

児童福祉法に規定された多様な児童福祉事業を中心に、今や市町村行政は200~300事業を抱えているが、子どもを取り巻く課題は年々深刻度を増している。福祉課題として、貧困、ケア(保育・養育・養護・療育、さらに共助)の欠如、虐待・暴力、心身の不調、非行、社会的孤立、差別、自死等に分類できるが、子ども虐待相談対応件数、子どもの相対的貧困率、不登校児童生徒数(裾野にいる隠れ不登校児)、いじめの発生件数、小中高生や若者の自殺者数など、少子化にも関わらず、統計的に高止まり、または悪化している。2020年2月から3年間に及んだコロナ禍は、その深刻化に拍車をかけている。

その一方で、子ども・子育て支援の現場も事業内容による部署間の縦割り、人員(担い手)不足や支援方法の問題等により、厳しい状況に置かれている。子どもの権利条例(および公的第三者機関)をもつ先進自治体と目されていた泉南市で起きた子ども自殺事件(2022年)は、そのことを象徴する事件であった。泉南市子どもの権利条例委員会報告には、いじめを受けていたAさんが子どもの権利条例をもつ泉南市に一時希望を抱き、いろいろな機関に相談したが、権限がないなど話を真剣に受け止めてもらえず、たらい回しにされ、期待していただけに大人への不信感を募らせ、憤り、落胆し、絶望し、母を気遣いながら一人自死するまでの経緯が記されている(泉南市子どもの権利条例委員会2022、9~12ページ)。

(3) 子ども支援の権利論的アプローチの学術的背景

歴史的に、社会権保障を担う仕組みとして登場した社会福祉は、人権の位置づけとして、福祉利用者を保護する働き(いわゆる憲法25条)を基盤として、近年では認知機能の弱い人びとに対する意思決定の支援(いわゆる権利擁護制度)として捉える傾向にある。しかし、子どもの権利条約の趣旨は、子どもを独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体(荒牧2023、5ページ)として捉えることを軸にして、条約が54条によって構成されているように、子どもを主体として総合的な権利保障を目指すものである。

後者の文脈で子ども支援の権利論的アプローチの学術的背景を整理すると、子どもの権利条例づくりとその機能に関する研究、子どもにやさしいまちづくりや自治体子ども計画の評価・検証に関する研究(森田2022)、子ども主体の相談機関である子どもオンブズマン・子どもコミッショナーの国際比較等の研究、児童養護施設や一時保護所における子どもの権利ノートの活用方法の研究(長瀬2022)、子どもの権利学習や研修づくりの研究(「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポ2022 明石実行委員会2023)等を挙げることができる。

(4) 本研究の標的について 外在的な法律のアプローチに対する、内在的な倫理的アプローチの追究

子どもの権利条約の趣旨を子どもの生活の場で具体化するための研究が行われている。さらに、基本理念に条約の一般原則を反映させた「こども基本法」の成立(2022年)は、今後一層自治体や子ども支援の現場に、子どもの権利の尊重を求めていくことになるだろう。こうした中で予測される動きとしては、法令に規定されているから守らなければならない、という態度の広がりである。近頃は、何らかの課題に対して、職員(または部署)に法令遵守(コンプライアンス)させることで対処するという動きが強まっている。

このように、単に自分の周囲の状況が変化してから、それに従うということでは、言わばかりそめの変化に過ぎないのではないか。子どもの権利が法律に明記されることの計り知れない意義を認めつつも、風向きが変わったからそれに従うということではなく、人や社会により深く位置づくための方法を考えていく必要がある。

どうすればよいのだろうか。本研究は子ども支援に人権の視点を組み込んでいく方法として、外在的・外形的な法律的方法のアプローチに対して、内在的な倫理的アプローチを対置して追究していくこととしたい。すなわち、子どもの権利（人権）に基づく支援について、自分の周囲の状況の変化や自分の外側にある法令に従って実施するというのではなく、その人自身（あるいは組織自体）の内在的な倫理として位置づいて行えるようになることは、どのようにして可能になるのかという問いである。

2．研究の目的

本研究の目的は子どもにやさしいまちづくりの実質化、すなわち子ども支援に子どもの権利（人権）の視点を組み込む方法について、従来の法律的方法のアプローチではなく、倫理的アプローチとして追究することである。具体的には、子ども NPO の担い手や組織において、子どもの権利（人権）に基づく支援を可能にする倫理を形成するための構造的要件、並びに力動的なメカニズムを明らかにすることである。

3．研究の方法

(1) 子ども NPO 研究

子どもの権利（人権）に基づく支援を展開している子ども NPO の担い手に対して、これまでの活動や実践のプロセスと、子どもの最善の利益の考慮に結びついていった経験等について半構造化インタビューを実施し、定性的コーディング（佐藤 2008、34 ページ）に基づくデータ分析と考察をとおして結論を導き出すことである。

(2) 人権（宣言・条約）の発展的要因の歴史的研究

人権思想の歴史に関する書籍、並びにアメリカ独立宣言やフランス独立宣言を皮切りとする人権思想の歴史、とりわけ人権宣言や条約採択の契機となった歴史的経験を分析することにより、子どもの権利を含む人権の歴史的発展のメカニズムを導き出すことである。

4．研究成果

(1) 人権思想における歴史的発展のメカニズムと構造的要件

人権宣言の歴史的系譜を分析すると、人権の歴史は三通りの軸、すなわち人権内容の拡張（総合化）、人権主体の拡張（普遍化）、人権単位の拡張（国際化）に沿って展開してきた。人権が歴史の舞台に登場し、発展した歴史的コンテクストを分析すると、書簡体小説の普及など当時の人びとが自分と同等の存在として他者を認識したり、戦争による子どもの犠牲など他者の苦しみに反省して行為することを促すような経験を確認できる。そのうえで、他者とともに生きるための規範として、主体的に人権思想を選び取ってきたのである。

イマヌエル・カントは、内在的な倫理とは、何らかの規範の下に経験を包摂することではなく、最初に経験があり、経験が普遍的な規範を発見することで可能になるという考え（反省的判断力）を示している。こうした手続きの順序は、人権の歴史的発展のメカニズムとも軌を一にする。それに対して、日本における近代社会福祉の歴史を紐解くと、民間慈善事業の発生の段階で人権思想の萌芽が認められたが、直後に国家による統制下に組み込まれた結果、人びとが人権思想を主体的に選択することを妨げるようにはたらいした。

(2) 子ども NPO における倫理形成のメカニズムと構造的要件

子どもの権利（人権）の視点にたった支援を展開している子ども NPO は、どのような経験的プロセスを辿ることによってその実現に至ったのだろうか。子ども NPO の担い手による人称的な語りから、それらの経験の意味を捉えていくことが大切である。

「居場所に通い続けていた不登校の子どもがある時静かに伝えてくれた本当の気持ちに接することで...」「夜間保育を利用する保護者の涙の訴えに直面し、どうすれば子どもたちの育ちの場を継続できるか考えはじめた」「身近な場所で衝撃的な虐待死事件が起きた。事件を繰り返さないためにどうすればよいか、有志による勉強会を始めた」「家出少女から『大人は大っ嫌い。誰も助けてくれない』という言葉を投げかけられた。その背後に潜んでいた性被害に気づかされて...」

他者とのつながりに開かれた態度でいることで、他者に呼びかけられる経験が舞い込んでくる。他者とは一人ひとり固有の顔をもち、揺れ動く心情を抱きながら生きている、リアルな子どもや保護者等の存在である。他者の顔と向き合い、動揺させられたわたしは、どのようにしたらその人の呼びかけに心えることができるか、自分にできることから着手していこうとする。しかし、一体どのように向き合うことが望ましいのか考え始めるまさにその時に、普遍的な子どもの権利（人権）の視点が一リアリティをもって目の前に現れ出てくるのである。

(3) 子どもの権利（人権）に基づく支援の要件とは

以上のような人権思想の歴史的発展、および子ども NPO の倫理形成のメカニズムには共通点が認められる。リアルな他者との出会いを契機として、他者を尊重するために、主体的に選び取られてきたという点である。子どもの権利（人権）に基づく子ども支援が行われるようになるためには、その担い手に次に示す要件が必要になってくる。なお、ここで言うところの担い手には、個人、組織や結社（グループレベルから、自治体、国家、国際レベル）まで想定することができる。

すなわち、子ども支援の担い手における構造面の要件として、タテの構造として子どもの権利に関する「法による支配」、ヨコの構造として外部環境に開かれ、子ども等のリアルな状況を捉えるフィードバック機制を必要とする。この構造をとおしてはたらく倫理形成のメカニズムとして、子ども支援の担い手がリアルな他者と出会い、他者の痛みに感応し、それらの経験をふり返ること。そして、尊厳をもつ他者と共に生きるために、子どもの権利（人権）を主体的に選び取る手続きを必要とする。

表1. 子どもの権利（人権）に基づく子ども支援を可能にするために、子ども支援の担い手に求められる要件

倫理形成	メカニズム	子ども支援の担い手がリアルな他者と出会い、他者の痛みに感応し、それらの経験をふり返ること。そして、尊厳をもつ他者と共に生きるために、子どもの権利（人権）を主体的に選び取る手続き	
	構造	ヨコの構造	外部環境に開かれ、子ども等のリアルな状況を捉えるフィードバック機制
		タテの構造	子どもの権利に関する「法による支配」「人による支配」

今後の課題としては、第一に子どもの権利（人権）に基づく倫理形成のメカニズムを働きやすくするための環境について検討することである。なぜなら、近年、不適切な養育（さらに施設内虐待）が多発しているが、担い手にいろいろな意味での余裕が失われると、外の情報を意図的、無意識的に遮断することで対処するようになることが考えられる。第二に、今回明らかにした変化のメカニズムを組み込んだ、子どもの権利学習や研修プログラムの作成に取り組むことである。

（参考文献）

荒牧重人（2023）「子どもの権利と法、自治体」『都市問題』Vol.114、後藤・安田記念東京都市研究所、pp4-12
 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石実行委員会、明石市（2023）『「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2022 明石報告資料集』明石市こども局
 森田明美（2022）「8 地域で子どもの暮らしを支える」山田知子編『社会福祉 新しい地平を拓く』放送大学教育振興会、pp154-172
 長瀬正子（2022）「子どもに権利を伝えるということ 「子どもの権利ノート」の進展と課題」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.24、No.1、日本子ども虐待防止学会、pp.21-28
 佐藤郁哉（2008）『質的データ分析法 原理・方法・実践』新曜社
 泉南市子どもの権利条例委員会（2022）『第10次泉南市子どもの権利条例委員会報告』泉南市子どもの権利委員会

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 加藤悦雄	4. 巻 58
2. 論文標題 「子どもの権利」を尊重した児童福祉援助を基礎づける倫理的メカニズムの探索 人権の歴史的コンテクストの分析から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 大妻女子大学家政系研究紀要	6. 最初と最後の頁 69-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤悦雄	4. 巻 87
2. 論文標題 食からの貧困対策からコミュニティ形成へ 子ども食堂の展開過程	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 農業と経済	6. 最初と最後の頁 34-40
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 加藤悦雄	4. 巻 56
2. 論文標題 弱さの思想はどのようにして当事者主体の支援を導き出すのか 児童福祉援助の倫理的基盤を求めて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大妻女子大学家政系研究紀要	6. 最初と最後の頁 71-83
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤悦雄	4. 巻 70
2. 論文標題 子ども食堂が拓く新たな生活支援の形 子どもを主体としたつながりに向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本家政学会誌	6. 最初と最後の頁 46-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 加藤悦雄	4. 巻 33
2. 論文標題 福祉施設実習の学びの特徴を踏まえた実習記録法の教材開発について 実習経験の質を高めるために	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人間生活文化研究	6. 最初と最後の頁 69-85
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 加藤悦雄・天久薫・畠山由美・伊丹桂・荒牧重人・久保田美沙子
2. 発表標題 保育・支援の質向上に子どもの権利をどう生かすのか 保育の質向上の基礎づけに向けて
3. 学会等名 日本保育学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 加藤悦雄
2. 発表標題 子どもの居場所としての子ども食堂 親子を支える地域づくり
3. 学会等名 日本家政学会(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 加藤悦雄
2. 発表標題 子ども計画の実現度を高める仕組みづくり 子どもの権利の視点による課題解決に向けて
3. 学会等名 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2019立川
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 加藤悦雄、西村昌記、伊藤正子、渡辺芳、熊田博喜、和秀俊、井上修一、寺田貴美代	4. 発行年 2020年
2. 出版社 生活書院	5. 総ページ数 245
3. 書名 つながり の社会福祉 人びとのエンパワメントを目指して	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------